

# 津島市役所本庁舎内自動販売機設置・運営事業者 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本要領は、「津島市役所本庁舎内自動販売機設置・運営事業」に係る相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル実施方法等、必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

津島市役所本庁舎内自動販売機設置・運営事業

### (2) 業務目的

津島市役所本庁舎内に飲食料品の自動販売機を設置することにより、津島市役所を利用する方の利便性の向上及び市職員の福利厚生に資することを目的とする。

### (3) 業務内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用による使用許可により、当市役所の指定場所を有償で使用の上、自動販売機の設置及び運営を行う。

※事業者が決定されたときは、速やかに行政財産使用許可申請【資料1】を行い、以後、使用許可期間の満了する2か月前までに使用許可の更新を行うこと。

### (4) 設置場所及び台数

津島市役所本庁舎1階旧食堂内に設置する。【資料2】

設置台数は5台を上限とし、うち1台は食料品を扱うものとする。

※自動販売機の設置台数に応じて使用料（1台当たり月額500円（消費税等含む）を徴収します）を市の指定する期日までに原則全額納付すること。

### (5) 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、業務期間満了の2か月前までに解除の申出がなく、市が必要と判断した場合は1年毎の更新とし、5年を超えない期間で更新することができる。

## 3. 予算等（参考）

令和6年度津島市一般会計予算額（歳入）

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| ① 行政財産目的外使用料    | 24千円  |
| ② 行政財産目的外使用光熱水費 | 119千円 |

## 4. 実施形式

公募型

## 5. 日程

日 程	内 容
令和6年12月23日(月)	公募開始
令和7年 1月17日(金)	質疑受付締切
1月24日(金)	質疑に対する回答(ホームページ)予定
1月31日(金)	参加申込書の提出期限
2月 6日(木)	参加資格審査結果通知
2月13日(木)	企画提案書の提出期限
2月14日(金)～18日(火)	書類審査、候補者の選考
2月26日(水)	候補者の選定結果の通知及び公表

## 6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 津島市入札参加資格審査申請要領に基づき入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 入札参加資格者名簿に未登録の者には、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より3か月以内のものとし、（鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。））を提出させ、確認した上で当該ポータルに参加させることができる。

書 類 名	摘 要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書（国税）	法人の方「その3の3」 / 個人の方「その3の2」
納税証明書 （愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）
納税証明書（津島市税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）
許可登録等を証明する 書類	法令により必要とする業種のみ

## 7. 実施要領の公布

令和6年12月23日(月)午前8時30分から、本実施要領を津島市公式ホームページで公表する。

## 8. 質疑・応答

### (1) 提出方法

質問書（別紙様式1）（1枚につき、質問3件までとする。）により、文書（電子メール、持参、郵送、FAX可）にて提出すること。

※ただし、FAX又は電子メールの場合は、件名を「津島市役所本庁舎内自動販売機設置・運営事業質問書」と記載することとし、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認してください。

※郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

### (2) 提出期限

令和7年1月17日(金)午後5時15分（必着）

※質問期限以降の質問は、一切受け付けません。

### (3) 提出先

津島市市長公室人事秘書課人事グループ（津島市役所3階）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年1月24日(金)までに、津島市公式ホームページに掲載します。ただし、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合があります。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書を理解した上で、参加申込書(別紙様式2)1部を提出してください。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者が参加申込書を提出する場合は、6.(6)に示す書類を添付してください。

(2) 提出期間及び時間

令和6年12月23日(月)から令和7年1月31日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、津島市の休日を定める条例(平成元年条例第28号)第1条に規定する市の休日を除く。

(3) 提出方法

津島市役所市長公室人事秘書課人事グループへ持参又は郵送にて申込みください。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和7年1月31日(金)までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

〒496-8686

津島市立込町2丁目21番地

津島市役所 市長公室人事秘書課人事グループ

10. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書を理解した上で、企画提案書6部を提出してください。

以下アからウまでの事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

ア 設置・運営に関する提案

(ア) 自動販売機の設置予定台数、機種、特徴及び設置レイアウト

(イ) 電子決済の導入

(ウ) 商品の供給体制

(エ) 清掃、消毒、ゴミ処理方法等の衛生管理体制

(オ) メンテナンス

(カ) 省エネルギー、環境対策

イ 商品・サービス等に関する提案

- (ア) 販売予定商品及び販売価格
- (イ) 季節や時期における商品入替の予定

ウ その他

- (ア) 緊急時の体制
- (イ) 苦情等への対応
- (ウ) 営業実績
- (エ) 地域貢献
- (オ) 設置にあたりアピールできるポイントなど

(2) 提出期間及び時間

令和7年2月7日(金)から令和7年2月13日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、津島市の休日を定める条例（平成元年条例第28号）第1条に規定する市の休日を除く。

(3) 提出方法

津島市役所市長公室人事秘書課人事グループへ持参又は郵送にて申込みください。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和7年2月13日(木)までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

〒496-8686

津島市立込町2丁目21番地

津島市役所 市長公室人事秘書課人事グループ

## 11. 審査方法

本要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、津島市役所本庁舎の自動販売機設置に係る選定委員会において書面審査により、提供される商品、サービス等の提案を総合的に評価し、利便性及びサービスの向上に対し最も適切な事業者を選定します。

## 12. 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全ての申請者に電子メールにて通知します。

(2) 通知時期

令和7年2月26日(水)

## 13. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

#### 14. 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、津島市情報公開条例（平成12年津島市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、不開示となる場合がある。

なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とします。

#### 15. その他

##### (1) 費用負担

書類の作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を津島市に請求することはできません。

##### (2) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出してください。

##### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

##### (4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

- (5) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

16. 問合せ先（担当課）

津島市市長公室人事秘書課人事グループ（担当：山内、吉村）

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地（津島市役所3階）

電話 0567-24-1124 FAX0567-24-1791

メールアドレス jinjihisyo@city.tsushima.jg.jp